

一般社団法人日本脳神経外科学会における
学会準備基金に関する規程

平成 18 年 10 月 17 日理事会決定
平成 24 年 11 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は学会準備基金（以下「基金」という。）に関し必要な事項を定め、その執行を確保することを目的とする。

(使途)

第 2 条 基金の使途は、定款（事業）第 4 条第 1 号および第 5 号の事業の実施に限定する。

(構成)

第 3 条 基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において基金に繰り入れることを議決した財産
- (3) 基金とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式

(管理運用)

第 4 条 基金は、元本が回収できる見込が高く、且つ高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(充当)

第 5 条 基金の運用益をもって事業の実施に充当するものとし、元本は原則として取り崩さない。

(処分)

第 6 条 事業の実施上やむを得ない事由により、基金の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規程の変更)

第 7 条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 17 日から施行する。